



ランドマーク税理士法人
清田 幸弘代表税理士

1962年神奈川県横浜市生まれ。自身が農家の出身。明治大学卒業後、横浜農協に9年勤務。資産税専門の会計事務所勤務後、1997年に独立。丸の内相続大学校主宰。

Q: 実質的に不動産管理法人を一人で経営していた相続人に寄与分は?

横浜の地主である田中博(86・仮名)に相続が発生しました。相続人は長男と次男、養子縁組した次男の妻です。不動産管理法人は、生前、博が代表取締役を務め、株式も100%保有しています。役員である長男と次男に給与を分配していくますが、経営は実質的に長男一人で行っていました。ところが、10年前に書かれた遺言書には「全ての財産を浩二(次男)に譲る」とありました。これは有効でしょうか?

第4回

資産管理法人の円滑な事業承継

失敗例から学ぶ

法人なりの注意点

A: 役員報酬を受け取っていれば、寄与分の主張は難しい

仮に、遺言書と養子縁組が両方とも法的に問題がなければ、

長男が次男に主張できる権利

(遺留分)は、法定相続分3分の1の半分である6分の1だけになります。

トは、遺言書と養子縁組が本当に法的に有効なものか、という

組時の博の意志能力が問われま

るため、これは該当しません。

今回のケースで重要なボイン

トは、遺言書と養子縁組が本當

に法的に有効なものか、という

点です。それぞれ、執筆時、縁

組は、遺言書が無効であれ

ば、相続人全員の遺産分割協議

による合意が必要です。

遺言書、養子縁組共に有効で

ある場合、長男に事業を承継さ

せるために博が打つべき相続対

策は何だったのでしょうか。

まず、遺言書は何度でも書き

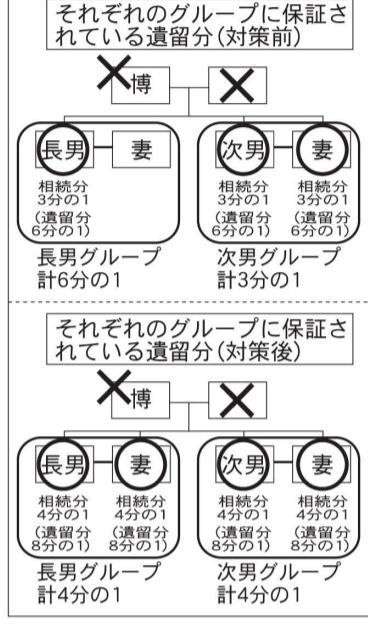
換えることができるので、想定

する後継者が

替わった時点

で、新しい遺

言書を作成す



遺言書、養子縁組の 有効性が相続争いの鍵

「寄与分」は要件が厳しく、一般的には認められにくいもので、相続人には相続人ではなく、次男の妻は相続人ではありません。資産管理法人の経営については、役員報酬を受け取っていることで無償性が損なわれていま

もし、養子縁組が無効であ

れば、次男の妻は相続人ではなく、次男の法定相続分

が3分の1から、2分の1に

それに伴い遺留分も変わりま

べきでした。

また、養子縁組は、民法上何

人でも可能です。節税にはなら

なくとも、長男の妻を養子縁組

しておけば、「次男グループ

の遺留分を減少させることがで

きます。

法人の株式については、本

であれば設立時点で推定相続人

に持たせておくべきでしたが、

このようなケースでは、相続を

待たずして生前贈与しておくこと

が有効です。株価が十分に引

下げられたタイミングを見計ら

えば、迅速な財産移転が可能

となります。